

桂川町は全力で徴収します

期限内納付者は町民の約9割！

税金を納期限までに納めない滞納者に厳しく対応！

督促手数料や日数に応じた延滞金を徴収！
納期限内に納付している方との公平性を図るため、納期限後に納付する方には、本来の税額と合わせて延滞金を徴収します。

■延滞金の割合 ※特定の期間中は割合が異なります

納期限の翌日から1カ月まで	納期限の翌日から1カ月以降
7.3%	14.6%



財産調査を実施！
滞納者の財産を発見するために、下記の項目などの財産調査を行います。
なお、この調査は、地方税法及び国税徴収法に基づき、滞納者に事前の了承を得ず行なうことができます。

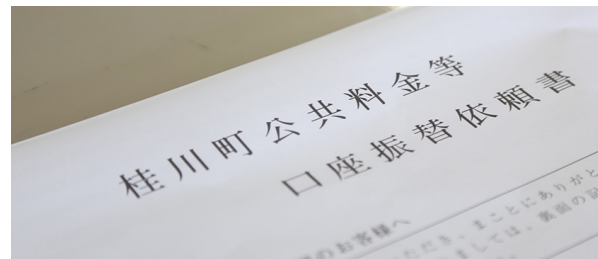
- 勤務先への給与調査
- 生命保険会社への保険加入状況等調査
- 金融機関への預金調査
- 取引先への売掛金調査
- 官公庁への不動産の調査
- 自宅などへの搜索



不動産・預金・給与などを差押え！
再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の差押えを実施します。
なお、差押え後も納付がない場合、差押えされた財産は、滞納者の意思にかかわらず、債権の取り立てや公売により換価し、滞納町税に充てます。

口座振替で納め忘れ防止！ぜひ登録を！ ※振替日は納期月の25日です。

納税は、自動的に指定の口座から引き落とされる口座振替が便利です。納期限ごとに金融機関などで納める手間が省け、納め忘れがありません。手続きの方法などはお問い合わせください。



期限内に納付できない人は相談を！

☆病気や失業などの特別な事情で納期限内に納めることができない方は、そのまま放置せず必ず相談ください！

【問合先】桂川町役場 税務課 収納係 ☎65・1076